

# 新庄市指定給水装置工事事業者

## 各種届出等のご案内

### ○ 指定事項の変更

- ◆ 名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から**30日以内**に『指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書』（水道法施行規則様式第10）を提出してください。
- ◆ 給水装置工事主任技術者を新たに選任または解任する場合は、該当事由が発生した日から**2週間以内**に『給水装置工事主任技術者選任・解任届出書』（水道法施行規則様式第3）を提出してください。  
※ なお、給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取り消し要件に該当しますので注意してください。

### 【添付書類】

届出の種類		定款（財団法人の場合は寄付行為）の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書	備考
指定事項の変更	氏名又は名称	法人	○	○		定款は直近のもの  登記簿事項証明書、住民票は発行日から3ヶ月以内のもの  支店の移転等、本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないもの 免状又は主任技術者証の写しを添付（選任のみ）
		個人			○	
	住所	法人	○	○		
		個人			○	
	代表者	法人	○	○	○	
役員	法人		○	○		
主任技術者の選任・解任	法人					
	個人					

- ◇ 『氏名』の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更です。
- ◇ 法人・個人を問わず事業者の承継（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。  
この場合には「廃止」→「新規」の手続きをとってください。
- ◇ 「有限」→「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

### ○ 事業の廃止・休止・再開の届出

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者 休止 届出書」（水道法施行規則様式第11号）を提出してください。

- ◆ 廃止・休止 …… 当該廃止又は休止の日から**30日以内**
- ◆ 再開 …… 当該再開の日から**10日以内**



添付書類は不要ですが、「廃止」の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。